

# 熱中症対策を実施する農業者を支援します！

～焼津市農業者猛暑対策支援事業補助金のご案内～

焼津市では、熱中症対策として、市内農業者が導入する猛暑対策設備や機器等の導入・設置費用の一部を支援します。

## <補助対象経費>

猛暑対策設備等の導入に係る次の経費とします。

｜ 設備購入費 ｜ 導入工事費 ｜ 諸経費（共通仮設費など） ｜

猛暑対策設備等導入の例

｜ エアコン ｜ ミストシャワー ｜ シーリングファン ｜

｜ スポットクーラー ｜ 大型扇風機 ｜ スプリンクラー ｜ 水分補給器具 ｜

｜ 循環扇 ｜ 遮光フィルム ｜ ファン付きベスト ｜ 建築物等の断熱工事 ｜

## <補助の要件>

- ☐ 令和7年4月1日以降に導入する設備であること
- ☐ 交付要綱に掲げる設備等の導入に係る経費であること
- ☐ 導入する設備については市内で利用すること

## <補助の対象者>

- ☐ **令和6年の農産物販売額が50万円以上の**市内農業者  
（法人の場合は、補助金の交付申請を行う直近の事業年度に係る決算書における農産物販売額が50万円以上）

## <補助率>

補助対象経費の1／3以内 上限20万円

## <申請期限>

令和7年6月2日（月）から令和8年2月27日（金）までに  
交付申請書を提出

